

第106号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立自然環境活用センター）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和7年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立自然環境活用センター

2 指定管理者

神戸市西区押部谷町高和801番地
高和自然環境活用センター管理会
会長 武川 潔

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

理 由

神戸市立自然環境活用センターの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立自然環境活用センターの指定管理者の指定について

1. 公の施設の名称

神戸市立自然環境活用センター

2. 指定管理者

高和自然環境活用センター管理会

代表者 会長 武川 潔

住 所 神戸市西区押部谷町高和 801 番地

3. 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

4. 債務負担行為

期間：令和 6 年度～令和 11 年度 限度額：4,000 千円

5. 令和 7 年度予定額

622 千円（令和 6 年度指定管理料 622 千円）

6. 選定までのスケジュール

指定管理者選定評価委員会 令和 6 年 12 月 18 日（水）

7. 選定理由

自然環境活用センターは、農村文化の伝習や、地域の農業の振興を図ることを目的に設置された施設で、今後も地域に密着した施設の管理運営が求められる。

当該団体は、地域住民によって構成され、農業体験事業等に必要な知識、人材の確保などにおいて、主体的な運営ができること、地域住民や利用者のニーズに応じた円滑な管理運営ができること等が期待できる。

市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」においては、「地域に密着した施設で地域人材を活用する場合」については非公募選定をすることが可能であると定めており、これらのことから当該団体を指定管理者候補者として選定する。

〔施設の概要〕

1. 設立趣旨

学童等に自然に恵まれた環境のなかで農業の体験実習及び農業の知識の習得の場を提供するとともに、地域の農業の振興を図るため設置する。

2. 所在地

西区押部谷町高和字堂西1289

3. 開設時期

昭和59年5月7日

4. 規模構造

木造平屋

敷地面積 831 m²、延床面積 166 m²

5. 施設内容

土間教室、板の間教室、和室、駐車場その他便益施設

6. 開館時間・休館日

開館時間：午前10時～午後5時

休館日：火曜日と年末年始（12月28日から1月4日まで）

7. 利用状況

(単位：人)

年度	工芸等体験	農業体験	交流活動等（貸館）	合計
令和3年度	84	375	1,953	2,412
令和4年度	35	360	2,591	2,986
令和5年度	133	400	2,287	2,820